



介護老人保健施設 なごやか熊毛

介護老人保健施設 入所ご利用案内

○要介護1～5の方がご利用になれます○

●費用【介護保険負担限度額認定証 第2段階】

【本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下の人】

ユニット型介護老人保健施設サービス費（I）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	¥784 (¥1,568)	¥830 (¥1,660)	¥893 (¥1,786)	¥947 (¥1,894)	¥998 (¥1,996)
居住費	¥820	¥820	¥820	¥820	¥820
食費	¥390	¥390	¥390	¥390	¥390
1日あたりの利用料	¥1,994 (¥2,778)	¥2,040 (¥2,870)	¥2,103 (¥2,996)	¥2,157 (¥3,104)	¥2,208 (¥3,206)
ひと月（30日）あたりの利用料	¥59,820 (¥83,340)	¥61,200 (¥86,100)	¥63,090 (¥89,880)	¥64,710 (¥93,120)	¥66,240 (¥96,180)

●費用【介護保険負担限度額認定証 第3段階】

【本人および世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人】

ユニット型介護老人保健施設サービス費（I）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	¥784 (¥1,568)	¥830 (¥1,660)	¥893 (¥1,786)	¥947 (¥1,894)	¥998 (¥1,996)
居住費	¥1,310	¥1,310	¥1,310	¥1,310	¥1,310
食費	¥650	¥650	¥650	¥650	¥650
1日あたりの利用料	¥2,744 (¥3,528)	¥2,790 (¥3,620)	¥2,853 (¥3,746)	¥2,907 (¥3,854)	¥2,958 (¥3,956)
ひと月（30日）あたりの利用料	¥82,320 (¥105,840)	¥83,700 (¥108,600)	¥85,590 (¥112,380)	¥87,210 (¥115,620)	¥88,740 (¥118,680)

●費用【第4段階】

ユニット型介護老人保健施設サービス費（I）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	¥784 (¥1,568)	¥830 (¥1,660)	¥893 (¥1,786)	¥947 (¥1,894)	¥998 (¥1,996)
居住費	¥1,970	¥1,970	¥1,970	¥1,970	¥1,970
食費	¥1,800	¥1,800	¥1,800	¥1,800	¥1,800
1日あたりの利用料	¥4,554 (¥5,338)	¥4,600 (¥5,430)	¥4,663 (¥5,556)	¥4,717 (¥5,664)	¥4,768 (¥5,766)
ひと月（30日）あたりの利用料	¥136,620 (¥160,140)	¥138,000 (¥162,900)	¥139,890 (¥166,680)	¥141,510 (¥169,920)	¥143,040 (¥172,980)

※（ ）内の金額は2割負担の方の料金です。

※介護保険負担限度額について

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費が負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費等）

平成27年8月から①市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税②市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える——のいずれかに該当する場合は特定入所者介護サービス費等を受けられません。（4段階となります。）

介護報酬単価 10.14円

※周南市は地域区分7等級となりますので、介護報酬単価1単位あたり10.14円となります。

※介護保険負担割合が2割の方は、加算に対しても2割負担となります。

●加算	
・初期加算	30単位/日 入所日から30日の期間。(月30日の場合900単位)
・短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日 入所日から3月以内の期間にリハビリを実施した場合。(月24日の場合5760単位)
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日 上記同様で、週3日を限度。(月12日の場合2880単位)
・経口移行加算	28単位/日 経口移行計画が作成された日から起算して180日以内の期間。
・経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月 経口維持計画が作成された日から起算して180日以内の期間。
・栄養マネジメント加算	14単位/日 管理栄養士の配置、栄養ケア計画の作成、記録による。(月30日の場合420単位)
・療養食加算	18単位/日 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供したとき。(月30日の場合540単位)
・サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	6単位または12単位/日 常勤職員の数や介護福祉士の数による
・夜勤職員配置加算	24単位/日 夜勤職員の配置による(月30日の場合720単位)
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27単位/日 在宅へ退所された方が30%以上の場合。(月30日の場合810単位)
・入所前後訪問指導加算Ⅰ、Ⅱ	450単位または480単位/回 入所前後に訪問指導を行った場合。
・退所前訪問指導加算	460単位/回 入所中1回(又は2回)
・退所後訪問指導加算	460単位/回 退所後1回。
・退所時指導加算	400単位/回 退所後の療養上の指導を行った場合。
・退所前連携加算	500単位/回 退所日に1回。
・退所時情報提供加算	500単位/回 退所後の主治医に対して診療情報提供書を交付したとき
・緊急時治療管理加算	500単位/回 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度、1月に1回を限度。
・介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算単位数÷介護報酬総単位数×2.7%

- 外泊時
・基本利用料に代わり362単位/日いただきます。

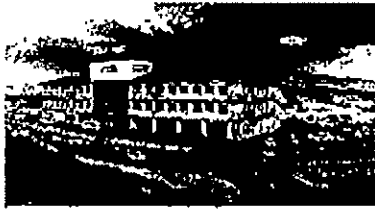
●入浴時利用品費	
・バスタオル	130円/枚 (非課税)
・入浴タオル	50円/枚 (非課税)
・シャンプー・リンス・石鹸	20円/回 (非課税)

- 教育娯楽費
・実費をいただきます。

●個別対応利用料(希望時のみ)	
・おやつ代	90円/日 (税抜)
・テレビ利用料	90円/日 (税抜)
・電気使用料	※充電に伴う電気料金は徴収致しません。 個人所有の電化製品1器あたり 50円/日 (税抜)
・理美容料	カット・パーマ・毛染め・顔剃り
・行事費用	2200円~/回 (非課税) 実費

- おむつ代
・徴収いたしません。

●洗濯代	
・業者洗濯を利用される場合	4000円/月 (税抜)



介護老人保健施設 なごやか熊毛

短期入所療養介護 ご利用案内

○要介護1～介護度5の方がご利用になれます○

●費用【介護保険負担限度額認定証 第2段階】

【本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下の人】

ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護(1)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	¥840 (¥1,680)	¥886 (¥1,772)	¥949 (¥1,898)	¥1,002 (¥2,004)	¥1,054 (¥2,108)
滞在費	¥820	¥820	¥820	¥820	¥820
食費	¥390	¥390	¥390	¥390	¥390
1日あたりの利用料	¥2,050 (¥2,890)	¥2,096 (¥2,982)	¥2,159 (¥3,108)	¥2,212 (¥3,214)	¥2,264 (¥3,318)

●費用【介護保険負担限度額認定証 第3段階】

【本人および世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人】

ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護(1)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	¥840 (¥1,680)	¥886 (¥1,772)	¥949 (¥1,898)	¥1,002 (¥2,004)	¥1,054 (¥2,108)
滞在費	¥1,310	¥1,310	¥1,310	¥1,310	¥1,310
食費	¥650	¥650	¥650	¥650	¥650
1日あたりの利用料	¥2,800 (¥3,640)	¥2,846 (¥3,732)	¥2,909 (¥3,858)	¥2,962 (¥3,964)	¥3,014 (¥4,068)

●費用【第4段階】

ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護(1)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	¥840 (¥1,680)	¥886 (¥1,772)	¥949 (¥1,898)	¥1,002 (¥2,004)	¥1,054 (¥2,108)
滞在費	¥1,970	¥1,970	¥1,970	¥1,970	¥1,970
食費	¥1,800	¥1,800	¥1,800	¥1,800	¥1,800
1日あたりの利用料	¥4,610 (¥5,450)	¥4,656 (¥5,542)	¥4,719 (¥5,668)	¥4,772 (¥5,774)	¥4,824 (¥5,878)

※()内の金額は2割負担の方の料金です。

※介護保険負担限度額について

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費が負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます。(特定入所者介護サービス費等)

平成27年8月から①市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税②市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える——のいずれかに該当する場合は特定入所者介護サービス費等を受けられません。(4段階となります。)

短期入所療養介護. 加算

※岡南市は地域区分7等級となりますので、介護報酬単価1単位あたり10.14円となります。

※介護保険負担割合が2割の方は、加算に対しても2割負担となります。

●加算

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ 6単位または12単位/日
- ・個別リハビリテーション実施加算（実施日のみ） 240単位/日
- ・夜勤職員配置加算 24単位/日
- ・療養食加算 23単位/日
- ・送迎加算 184単位/片道
- ・介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算単位数＝介護報酬総単位数×2.7%

●おむつ代

- ・徴収いたしません。

●個別対応利用料（希望時のみ）

- ・おやつ代 90円/日（税抜）
- ・テレビ利用料 90円/日（税抜）
- ・電気使用料 個人所有の電化製品1器具あたり 50円/日（税抜）

※ただし、充電に伴う電気使用料は徴収致しません

- ・理美容料 2200円~/回（非課税）
- ・行事費用 特別な行事に係る費用 実費

※毎月20日頃に請求書をご郵送しますので、利用料の清算は毎月末日までをお願い致します。